

監査第 42 号

平成23年8月16日

四日市市長 田中俊行様

四日市市監査委員	伊藤晃
同	廣田正文
同	石川勝彦
同	中川雅晶

経営健全化審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、算定された平成22年度資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果について、別紙のとおり意見を提出します。

平成 2 2 年度 経営健全化審査意見書

1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 2 2 条第 1 項の規定に基づき、算定された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

平成 2 3 年 7 月 2 5 日から平成 2 3 年 8 月 1 6 日まで

3 審査の方法

この経営健全化審査は、市長から審査に付された平成 2 2 年度決算に基づく資金不足比率が関係法令に準拠し適正に算定されているかを主眼において実施した。

審査においては、総務省が作成した記載要領等に基づき、資金不足比率を算定するための算定様式の記載事項について、決算書、財政状況調査表（決算統計）、関係部局が作成した算定根拠資料、関係証書類等との照合、確認を行った。

さらに、算定手順等の妥当性を確認するために、関係職員からの説明及び聴取を実施した。

4 審査の結果

（ 1 ）総合意見

審査に付された平成 2 2 年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成は、いずれも適正であると認められた。

（単位：％）

会 計 名	平 成 21 年度	平 成 22 年度	経営健全化 基 準
水道事業			20.0
下水道事業			
病院事業			
食肉センター食肉市場特別会計			
農業集落排水事業特別会計			

（注） 1 資金不足比率については、資金不足額がない場合は「 - 」で表示される。

2 経営健全化基準の数値は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」等で定められている。

(2) 個別意見

資金不足比率について

平成 22 年度の経営健全化比率は、いずれの会計においても資金剰余となっているため、資金不足状態になく、前年度に引き続き比率を算定する必要がなかった。

よって、資金不足比率は「 - 」と表示される。

(3) 意 見

平成 22 年度の資金不足比率は、各会計とも資金剰余の状況であり、経営健全化基準内にあるが、病院事業会計は 4 年ぶりに黒字を計上したものの、25 億円を超える累積欠損金を抱えるとともに、公営企業会計の 3 会計ともに将来の負担となる多額の企業債残高を有している。

今後も引き続き、収益の確保と経費の削減に努め、公営企業として経営の効率性、企業性が十分に発揮できるよう経営改善に向けた取り組みを継続されたい。

なお、病院事業会計や下水道事業会計においては、余裕資金の有効な活用方法の更なる検討をされたい。